

飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センター産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

1 業務内容

飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センターグリストラップの汚泥を汲取り作業の開始から運搬、処分の完了まで、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき適正に処分する。

2 集積場所 飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センター内に設置されているグリストラップ

3 産業廃棄物の種類 有機汚泥 処理数量 6000 (各施設 3000)

4 処分の場所、方法及び処理能力

(1) 所在地 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢 1-2-113

(2) 処分方法 中間処理 (発酵堆肥処理)

(3) 施設の処理能力 30 m³/日

5 契約書に添付すべき書面 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4による。

6 受注者が県の許可を必要とする事業範囲 汚泥の収集運搬及び中間処理

7 契約解除の場合の処理されていない汚泥の取り扱い

契約を解除した場合に指定管理者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が完了していないものがあるときは、次の措置を講じる。

(1) 受注者の義務違反により解除した場合

受注者は解除後も契約に基づく業務の遂行する責任は免れないことを承知し、残っている汚泥の処分の業務を自ら実行するか、指定管理者の承諾を得て許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせる。

(2) 指定管理者の義務違反により解除した場合

受注者のもとにある未処理の汚泥を指定管理者に対して引き取りを要求する。なお、受注者が自ら運搬して返す場合には、当該運搬費用を指定管理者に請求することができる。

8 適正処理に必要な情報提供

指定管理者は産業廃棄物の適正な処分のために必要な情報として、以下の情報を予め受注者に提供しなければならない。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 混合等により生ずる支障

(4) その他取り扱いの注意事項

9 報告

受注者は、業務が終了したときは、すみやかに指定管理者に対して作業の完了を証する書類として、業務完了届並びに収集・運搬業務については、マニフェストB2票 (又は運搬区間に応じてB4、B6票の写し)、処分業務については、マニフェストD票 (以下「業務委託完了届等」という。) を作成し、指定管理者に提出することとする。